

鳥取県告示第734号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定に基づき、指定医療機関から所在地を変更した旨の届出があったので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成21年12月8日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名称	所在地	変更年月日
せいきょう訪問看護ステーション すずらん	鳥取市末広温泉町203	平成21年10月17日